

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証） 3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43640

前島(1, 83) 單用地解放問題

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

大政事以外係官

典房
事務次官
官審審長
備総人電厚計
書文会営給

電信写

総番号(TA) 01372 主管
71年 月 11日 18時 30分 沖繩 発着
71年 月 11日 17時 50分 本省

外務大臣殿 官報(大使) 臨時代理大使 総領事 代理
前島訓練場

第22号 略 至急

1/1日現地紙は前島訓練場(A表83)の民有地をトカシキ村長が地主に無断で米軍に使用許可を与え、賃借料を所有者に配分していなかつたことが判明し、所有者が返かんの要求した旨報道しているところ、本件につき実情調査したところ次の通り。

1. 前島訓練場は1964年にトカシキ村長が米軍に使用許可を与え、その後毎年許可を更新。現在は1971年7月1日から1972年6月30日までの使用許可となつている。面積は米側の資料によると村有地473,622つば、民有地125,183つば(所有者72名)計598,805つば。

2. おきなわ事務局施設企画課が昨年来3回にわたつて調査したところ、土地使用料は村の収入として受領しており、土地所有者に配分されていないことは事実である。なお、使用許可につき所有者の承だくを得ていたか否かについては村当局は言を左右して回答をしなかつたが、諸般の事

調査長
参企析調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
参一
参西東洋
西東

近ア長経
参書近ア
次総経国資
参買統国
参政技一理
国企二
参多協掛
参政経科
参社専
参道内外
参一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

情から承だくを取付けていなかつたものと推察される。(土地所有者はすべておきなわ本島に居住する不在地主である。)

3. 村長がおきなわ事務局係官に説明したところによると客年11月村当局が所有者代表と会見し、復帰後の契約につき打合わせしたところ、所有者側より強い返かん要求があり、この旨民政府土地課長シーハンに伝達した由。

4. 村長は同島の村有地全部を1964年7月1日よりりゅう石産業(株)(イナミネ・イチロウ社長)に10カ年の期限で賃貸しているが、米軍に使用許可を与えるに当り同社社長イナミネ・イチロウ氏の承だくを待っている由。なお、同社は土地は使用していない。

5. なお、同訓練場は米陸軍がたいきゆう訓練等に使用することとなつているが、最近では殆んど使用していない。(客年往信第5/5号参照)

(丁)

-2-

李
防
軍
部
長
官
の
御
指
導
下
に
行
う
と
す
べ
し

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記(赤色)

米得長
新

第 43 号
昭和 47 年 1 月 27 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代
御印

調査
航空
協力
連絡調整
分

(件名)
渡嘉敷村前島の軍用地解放要請(送付)

引用公・電信
日付・番号 1月11日付 往電第22号

渡嘉敷村前島土地問題対策委員会代表者
金城実(那覇市天妃小学校教諭)が、1月26日
三木を訪れ、標記要請を行つたため、2月2日
上京し、2月3日、内閣総理大臣、外務大臣

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)
本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

47.1.28

GA-3-1 349d 外公館

防衛庁長官及び総務長官に陳情いたしたい
旨申し入れたところ、同資料6部別録
送付する。

- なお、陳情グループは次の通り。
- 1. 渡嘉敷村長 玉井喜八
- 2. 渡嘉敷村議副議長 高里常次 ^{フナト 休シ}
- 3. 地主 (那覇市天妃小学校教諭) 金城 実
- 4. 地主 小嶺 幸雄
- 5. 地主 上原 恵助

1972年1月 日

外務大臣 殿

沖縄渡嘉敷村字前島
土地問題対策委員会
代表者 金城実
外地主 72人

渡嘉敷村字前島の土地問題に対する解放要求について

私たち渡嘉敷村字前島に土地を有する73人は、当該地が軍用地としての取扱いをうけ、沖縄返還協定基地リストA表83に明示され、返還後も軍用地として使用されることに反対し、別紙解放要求と全地主の署名をもってその解放を要求するものであります。

貴機関においても、特別の御詮議をもつて基地リストから解放されるよう御取り計い方をお願い致します。

渡嘉敷村字前島の土地問題に対する解放要求

私たちは、渡嘉敷村字前島に祖先伝来の私有地や、祖先の霊を祭る墓地を所有し、現在も使用しており、これまで唯一の尊い自己財産として大事に守ってきました。

そのようなかけがえのない唯一の財産が、私たち所有者の知らない間に米軍の戦闘訓練場として使用され、更に沖縄返還に伴う協定の基地リストA表に明示され、軍用地としての取扱いがなされていることは絶対承服出来ない。

当該地が1964年以来、米軍の訓練用地として、渡嘉敷村長がその許可を与えていることも、1971年12月10日にはじめてわかった。

その長期間私たち所有者には何一つ知らせなかつた行為は許せない。

私たちは、当該地の利用、使用権等を含む一切の権利を渡嘉敷村長に委任したこともなく、今後もその意示に変わりはない。

したがって、その許可は渡嘉敷村長一存でなされたものであつて地主が与えたものでない。

そのようなことは、地主の所有権をはなはだしく無視した暴挙であり、許可そのものも無効である。

以上の点から字前島全地主の署名(別紙)をもつて返還協定基地リストから速に解放するよう要求する。

1972年1月24日

沖縄渡嘉敷村字前島
土地問題対策委員会
代表者 金城実
外地主 72人

写

外務大臣 殿

渡嘉敷村臨時議会により、つぎのとおり決議されましたので、
要請いたします。

昭和47年1月22日

沖縄 渡嘉敷村
議会議長 島村幸雄 (印)

写

前島を軍用地として提供することに対する反対決議

1971年6月25日付渡嘉敷村長玉井喜八は関係地主の承諾を得ずに米軍民政府法務局土地課あて、書簡によつて渡嘉敷村前島を1971年7月1日から、1972年6月30日まで1ヶ年間実弾を使用しない演習地として使用の同意を与えているが、沖縄返還に関する日米間協定に関連する協定了解書のア表83に前島訓練所として米軍に提供することになっていることは不当であり、憤りを禁じ得ない。

同島は現在無人島となつているが祖先の墓地等を含め民有地が現存しており、前島住民の島に対する愛着心は最も強く、全村民は同島が訓練所として継続使用されることに対し強く反対している。なお同島は、渡嘉敷村開発基本構想計画に基づく開発が進められており、米軍が継続使用することは今後の村開発に大きな支障を来すものである。

よつて議会は、日米両国政府がその責任において、即時米軍に提供する基地リストから削除し解放されるよう強く要望する。
上記決議する。

昭和47年1月22日

渡嘉敷村
議会議長 島村幸雄 (印)
外議員 7名

写

外務大臣 殿

前島を軍用地から削除することに関する要請

昭和47年1月22日

沖縄渡嘉敷村

村長 玉井 喜八 (印)

写

前島を軍用地から削除することに関する要請

1971年6月25日付、渡嘉敷村長から米軍民政府土地課あて、書簡による渡嘉敷村前島を1971年7月1日から1972年6月30日まで実弾を使用しない演習地として使用の許可を与えたが、これは地主の同意を得てないものであるにもかかわらず、沖縄返還に関する日米協定に関連する協定了解書のA表83に前島訓練場として米軍に提供されることになっていることは誠に遺憾である同島は無人島ではあるが、墓地などは現在そのまま利用しており、住民の島に対する愛着心は最も根強いものであり、同島が訓練場として使用されることに強く反対しており、また、渡嘉敷村第一回臨時議会においても、これが開放要請決議がなされていますので、特別の御詮議をもつて基地リストから削除開放下さるよう強く要請いたします。

渡嘉敷村長 玉井 喜八 (印)

前島解放要約
(代替候補地、黒島)

2/4 施設資料入手

外 務 省

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

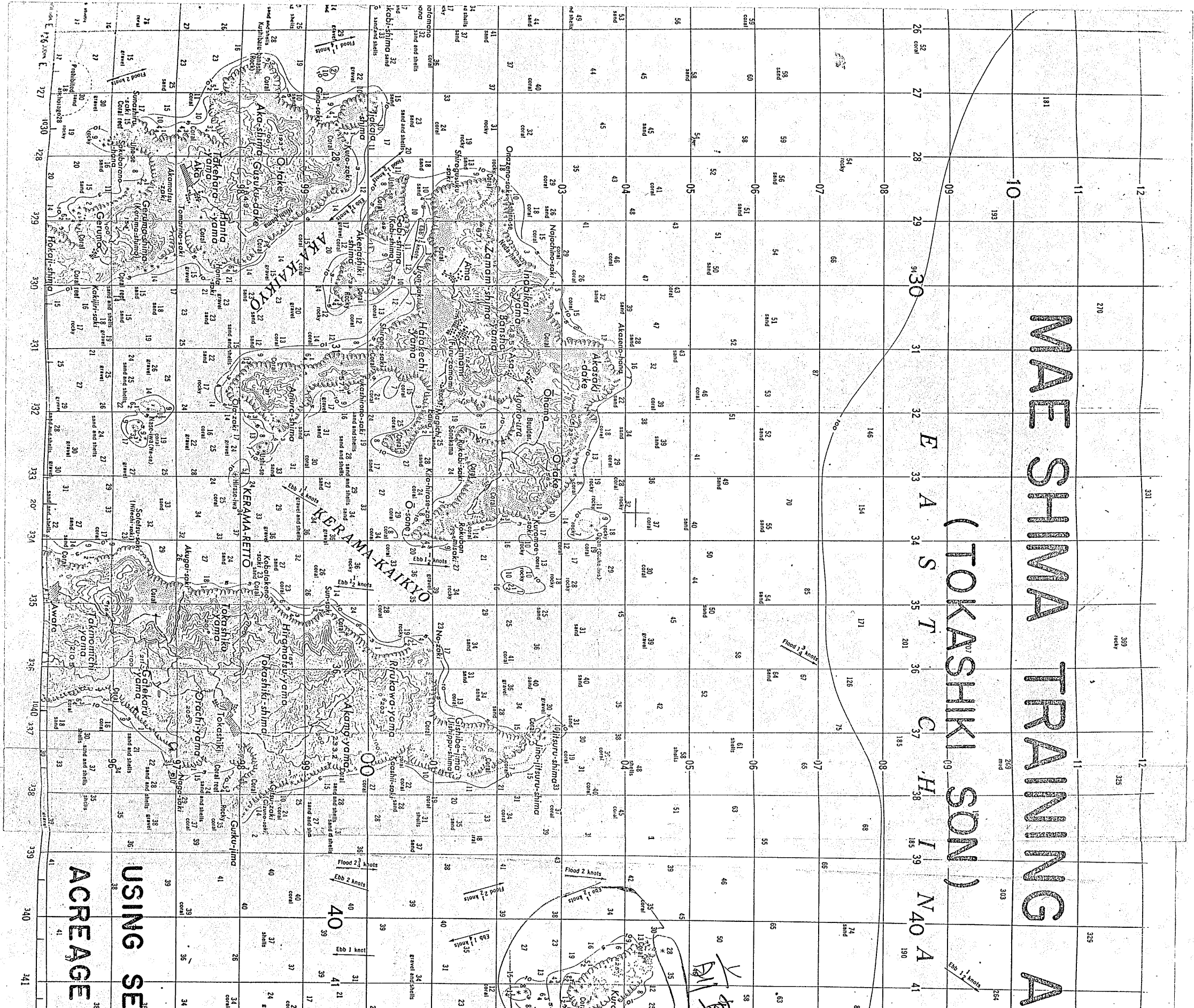
電話 霞が関 (580) 3311 番

郵便番号 100

MAE SHIMA TRAINING AREA

(TOKASHIKI SON)

EASTING: 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41



USING SE
ACREAGE

